



## 食品用手袋の輸入をお考えの方へ

食品用の手袋を営業用に輸入する際は、その安全性を確保する観点から食品衛生法により、輸入者に対して食品等輸入届出を行うことが義務づけられています。また、食品衛生法の規格基準に適合していることを確認するため、輸入者の責務として自主検査を行うように検疫所から指導されます。

食品衛生法の規格基準に適合し、検疫所に食品等輸入届出を行い輸入許可となった製品のみ食品用として販売等に用いることが可能です。弊財団では、日本の食品衛生法に基づく検査を実施し、お客様の食品輸入のサポートをいたします。

◆食品用手袋については、「食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3器具及び容器包装」に基づく検査を実施します。検査に当たり、下記についてご確認ください。

情報	具体例
<b>食品接触部材質(物質名)</b> ⇒該当規格選定のため	ゴム例: 天然ゴム, NBR(ニトリルゴム), シリコンゴム など 合成樹脂例: PE(ポリエチレン), PU(ポリウレタン) など 複数の材質の混合品: 主成分(含有量 50%以上)の材質の確認
<b>温度条件(使用用途)</b> ⇒試験温度条件, 区分選定のため	100℃以下 / 100℃を超える
<b>触れる食品の種類</b> ⇒試験項目選定のため  詳しくは <a href="#">【合成樹脂製の器具容器包装の規格に関する留意点】</a> をご参照ください。	蒸発残留物試験に用いる溶出溶媒(食品擬似溶媒)は、直接触れる食品の種類により選択 ①油脂及び脂肪性食品 ⇒溶出溶媒:ヘプタン ②酒類 ⇒溶出溶媒:20%エタノール ③油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品で、pH5 を超えるもの ⇒溶出溶媒:水 ④油脂及び脂肪性食品並びに酒類以外の食品で、pH5 以下のもの ⇒溶出溶媒:4%酢酸
<b>製品(部品)の形状及びサイズ</b> ⇒検査の必要量を算出するため	形状・大きさ cm・色柄が分かる図面又は画像。
<b>同一規格</b> ⇒代表検体扱い可能か否かを判断するため	製品展開をご確認ください。 複数サイズがある場合、同材質、同色、同製法、同製造所で製造された製品についてはいずれか1製品のみを代表検体として検査可能です。 なお、色違い製品の場合には、色毎に検査が必要です。

### <お見積り例 1>

材質： ニトリルゴム

使用温度： 100℃以下

触れる食品の種類： 全食品（食品を限定しない）

製品展開： 2色展開、1サイズ



該当規格： 厚生省告示第 370 号 ゴム製の器具及び容器包装

料金： 分析料金 35,500 円(税抜き)/製品×2 製品=71,000 円(税抜き)

+手数料(検査内容によって決まります 3000 円～)

検体必要量： 20 枚/製品 程度

試験期間： 約 2 週間

### <お見積り例 2>

材質： ポリエチレン

使用温度： 100℃以下

触れる食品の種類： 全食品（食品を限定しない）

製品展開： 1色のみ、S/M/L のサイズ展開



該当規格： 厚生省告示第 370 号 合成樹脂製(ポリエチレン)の器具及び容器包装

料金： 同材質証明書をご用意いただき、M サイズを代表検体として検査実施。

分析料金 38,500 円(税抜き)/製品

+手数料(検査内容によって決まります 3000 円～)

検体必要量： 20 枚程度

試験期間： 約 2 週間

◆食品用手袋の輸入検査には、[先行サンプル検査](#)がお勧めです。

詳細については、弊財団のホームページ 輸入検査 [A. 先行サンプル検査](#)をご覧ください。

以 上